国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

”教訓が、いのちを救う”

令和７年８月２９日
震災伝承ネットワーク協議会
東北地方整備局

# 「震災伝承施設」追加登録について

## ～今回１件が登録されました～

「震災伝承施設」は、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会※が登録を行っております。

この度、楢葉町より震災伝承ネットワーク協議会あて、登録申請のあった「楢葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム　大地とまちのタイムライン」の「震災伝承施設」の追加登録が決定され、登録総数は 346 件になりましたのでお知らせ致します。

新たに加わった「震災伝承施設」とともに、震災を風化させず、後世に伝え続けていく取り組みを進めてまいります。

※震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、復興庁）

◎登録施設リストと位置図は、下記 URL からご覧になれます。
http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/sisetsu.html

◎登録要綱と申請用紙は、下記 URL から入手できます。
http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/youkou.html

＜添付資料＞
別紙１　「震災伝承施設」追加登録一覧
別紙２　追加登録施設概要
別紙３　「震災伝承施設」の登録状況
別紙４　震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者会】
青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、
東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

【 問合せ先 】
震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局企画部）
震災伝承推進官　熱海（あつみ）　裕章（ひろあき）（内線3119）
広域計画課長　岡本（おかもと）　守（まもる）　（内線3211）
代表電話：022-225-2171

別紙1

令和7年8月29日時点

# 「震災伝承施設」追加登録一覧

| 福島県 | 施設番号 | 名称 | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 第3分類 | | | | |
| | 福島 第3-014号 | 楢葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム　大地とまちのタイムライン | 福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5－4<br>楢葉町コミュニティセンター1階 | |

# 【福島県】楢葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム
# 大地とまちのタイムライン〔第3分類〕

別紙2

■所在地：福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂５－４
楢葉町コミュニティセンター1階

■管理者：楢葉町教育委員会

■施設概要

○「大地とまちのタイムライン」は幾度の危機を迎えながらも、地球、そして人類がそれを乗り越えて来たことを楢葉町と東京大学総合研究博物館の豊富な資料を通じ感じ、そして知ることで、これからの楢葉町の未来を創造するための糧となることを目指すミュージアム。

○展示内容としては、地震のメカニズム、プレートテクトニクスの研究成果の展示や地震発生後の避難時の状況などを町内の方々にインタビューした映像等がある。

○敷地内に駐車場有り。（計12台駐車可能）



| 分類 | 施設の特徴 | | |
|---|---|---|---|
| | 震災伝承 | 訪問しやすさ | 理解しやすさ |
| 第3分類 | ○ | ○ | ○ |








別紙3

# 「震災伝承施設」の登録状況

## ■登録状況

令和7年8月29日時点

| | 施設数（件） | 分類の内訳 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 第3分類 | 第2分類 | 第1分類 |
| 青森県内 | 11 【±0】 | 1 【±0】 | 5 【±0】 | 5 【±0】 |
| 岩手県内 | 130 【±0】 | 26 【±0】 | 35 【±0】 | 69 【±0】 |
| 宮城県内 | 162 【±0】 | 31 【±0】 | 54 【±0】 | 77 【±0】 |
| （うち仙台市） | （25）【±0】 | （5）【±0】 | （11）【±0】 | （9）【±0】 |
| 福島県内 | 43 【+1】 | 13 【+1】 | 25 【±0】 | 5 【±0】 |
| 合計 | 346 【+1】 | 71 【+1】 | 119 【±0】 | 156 【±0】 |

【 】内：令和7年3月27日時点からの差

# 震災伝承施設の募集と分類について

別紙4

## 震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により募集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。

### 募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

（1）災害の教訓が理解できるもの

（2）災害時の防災に貢献できるもの

（3）災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの

（4）災害における歴史的・学術的価値があるもの

（5）その他（災害の実情や教訓の伝承と認められるもの）

### 施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

①十分な容量の駐車場スペース等の有無

②展示内容の多言語化、または、ビデオ映像上映の有無

③展示物や展示内容に係る案内人、語り部活動の有無

【その他の確認内容】

・継続的な施設管理の確認（公共、民間を問わず）

・トイレや休憩スペースの有無

・その他（上記以外の特筆すべき要件）

### 募集した施設の分類

第1分類　第2分類　第3分類

＜「震災伝承施設」の分類の考え方＞

| 分類 | 施設の特性 | | |
|---|---|---|---|
| | 震災伝承 | 訪問しやすさ | 理解しやすさ |
| 第1分類 | ○ | | |
| 第2分類 | ○ | ○ | |
| 第3分類 | ○ | ○ | ○ |

＜「震災伝承施設」の特性＞

| 施設の特性 | 概要 |
|---|---|
| 震災伝承 | 募集項目（1）～（5）のいずれかに該当 |
| 訪問しやすさ | 施設等の状況の①に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること |
| 理解しやすさ | 施設等の状況の②かつ、③に該当 |